

1 算出手順

(1) 推計 (H27.12)

改訂版「総合エネルギー統計」を用いてエネルギー消費量を推計する。
温室効果ガスについては暫定推計値とする。

(2) 算定 (H28.1)

改訂版「都道府県別エネルギー消費統計」に基づき、エネルギー消費量を算定する。
エネルギー消費量及び各種統計を利用し、個々の温室効果ガス排出量を算定する。
個々の温室効果ガス排出量を二酸化炭素排出量に換算する。

(なお、使用する主たる統計としては、運輸部門で自動車燃料消費統計、家庭部門で
国勢調査(世帯数)、業務部門で経済センサス基礎調査(事業所数)、産業部門で工業
統計(製造業)がある。)

(3) 確定 (H28.3)

特定事業者排出量データに基づき、二酸化炭素排出量及びエネルギー消費量を確定す
る。

2 用語について

「総合エネルギー統計」

経済産業省資源エネルギー庁が、エネルギー・環境政策の基礎的統計として用い
るために策定するものであるが、東日本大震災後のエネルギー需給環境の変化を受
け、2015年に改訂している。

改訂により、1990年度から2013年度までの改訂版「総合エネルギー統計」が公表
されている。

「都道府県別エネルギー消費統計」

資源エネルギー庁が公表しており、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づ
く、都道府県・市町村における域内排出量の算定に採用されているものであるが、「総
合エネルギー統計」のシステムを用いて都道府県別に再集計した方法で作成されて
いることから、現在、1990年度から2013年度までの改訂版「都道府県別エネルギー
消費統計」の策定作業が進められているところである。

「特定事業者排出量データ」

地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)に基づき、平成18年4月1日から、
温室効果ガスを相当程度多く排出する者(特定排出者)に、自らの温室効果ガスの排
出量の算定、国への報告が義務付けられており、現在、国において2013年度データ
の公表に向けた作業が進められている。

(2012年度市内報告者数94社、合計排出量10,207千t、市内排出量合計16,833千t)